

知っておきたい 保険のはなし

vol.17

お葬式代・お墓の購入・老後資金・介護費用

〜将来の備えには終身保険を活用しましょう〜

前回は終身保険の活用で相続税対策についてお話ししましたが、今回はその終身保険の相続税対策以外の活用方法についてお話したいと思います。

一般的な活用方法は、お葬式代やお墓の購入のための準備資金です。300〜500万円位が必要だと言われていますが、実際はそれぞれの希望するお葬式やお墓によって違いがあります。お墓を買うのか？ご先祖様のお墓に入るのか？によっても大きな違いが出ますので、ご自身やご家族はどうするかをよく考えて準備をする必要があります。

また、お葬式代は現金で準備し預貯金口座にて管理している場合もありますが、死亡が確認されるとその人の名義であった銀行口座はその時点から凍結されます。つまり、配偶者や子供であっても故人の預金を引き出すことはできません。それは死亡により相続がスタートするからです。故人の財産（遺産）は、相続人全員の共有財産となりますので、遺産分割協議を終えるまでは勝手にお金を使うことができません。お葬式代を支払うのは喪主です。従って、お葬式代を遺すため、という目的で終身保険に加入する場合は、喪主となってくれるであろう配偶者や子供を受取る人にしておくのが良いと思います。

終身保険には貯蓄性があり、老後のための積立としても活用できます。払

い込み期間中の解約返戻金を通常の終身保険の70%相当額に抑えることにより、支払う保険料を低くしたコストパフォーマンスに優れた「低解約返戻金型

終身保険」という商品が注目されています。通常の終身保険と比べて早期時の解約にはリスクがありますが、保険料の払い込みが終了すると、解約保険金が高い込み保険料を超えてきます。その特性を用いて老後の生活資金の積み立てとしても活用できます。仮に将来、介護が必要な状態になって多額な費用が必要になっても、十分に準備してある終身保険の解約返戻金で賄うことが可能です。

現役世代のうちは保障として活用し、老後になって保障が現役世代よりも必要なくなったら解約して老後の生活費や介護費用として使うことのできる終身保険。勿論、そのまま遺してお葬式代や相続税対策としても活用できます。

私は地元調訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことにより感謝申し上げます。保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅